

お知らせ

募集します

催し物

教室・講座

スポーツ

国民健康保険についてのお知らせ

問合せ 市役所国保年金課 ☎0587(32)1312

◆国民健康保険高齢受給者証が更新されます

ID 1001010

現在使用している国民健康保険高齢受給者証（高齢受給者証）の有効期限は7月31日（土）です。新しい高齢受給者証は薄橙色で、令和2年中の所得により医療機関での窓口負担割合を再判定し、7月下旬に送付します。

◆国民健康保険税の減免

ID 1006886

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合など一定の基準を満たした世帯は、申請すると国民健康保険税の減免を受けられる場合があります。詳しくは、7月中旬に送付する「令和3年度納税通知書」（本算定分）を確認後、問い合わせてください。

後期高齢者医療保険についてのお知らせ

問合せ 市役所国保年金課 ☎0587(32)1325

◆後期高齢者医療被保険者証が更新されます

ID 1001023

現在使用している後期高齢者医療被保険者証（保険証）の有効期限は7月31日（土）です。新しい保険証は若草色で、7月中旬に簡易書留郵便で送付します（転送不可）。

◆後期高齢者医療制度の保険料が決定

ID 1006254

対象者には7月中旬に「保険料額決定通知書」を送付します。

保険料率

令和3年度の保険料率は、所得割率が9.64%、被保険者均等割額が年4万8,765円です

保険料の軽減

条件に該当する方は保険料が軽減されます。軽減額や算定方法は保険料額決定通知書を確認してください

保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少するなどして一定の基準を満たした場合、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。詳しくは、保険料額決定通知書を確認後、問い合わせてください

◆高額療養費の限度額認定証などの申請を

ID 1001016

国民健康保険の限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日（土）です。引き続き各認定証が必要な方は、申請してください。

電話窓口を開設します

後期高齢者医療の保険料と保険証についての相談は、愛知県後期高齢者医療広域連合の電話窓口にお問い合わせください
※納付に関する相談は市役所国保年金課へ

愛知県後期高齢者医療広域連合 電話窓口

☎0570-011558

受付期間：7月12日（月）～8月31日（火）
午前8時45分～午後5時15分



福祉医療費受給者証の更新・受給手続きをお忘れなく
市役所国保年金課 ☎0587(32)1325
ID 10006174

- 心身障害者医療費受給者証、後期高齢者福祉医療費受給者証
- ▼ 有効期限 7月31日（土）その他 更新申請書は6月中旬に送付しました
- 母子・父子家庭医療費受給者証
- ▼ 有効期限 10月31日（日）その他 更新申請書は7月下旬に送付します。養育費の8割を所得とみなして算定します
- ▼ 申請先 市役所国保年金課、支所、市民センター
- ▲ 助成内容 医療保険の自己負担額▼その他 生活保護など、他の公的制度で医療費の助成を受けている方は対象になりません

おくやみコーナーを開設します

問合せ 市役所市民課 ☎0587(32)1311 ID 1007793

7月1日（木）から、市役所本庁舎1階におくやみコーナーを開設します。死亡届出後の各種手続きや申請書作成などをサポートし、ワンストップ化することで手続きをスムーズにして、ご遺族の負担を軽減します。

利用方法

おくやみコーナーは事前予約制です。利用を希望する日の4営業日前までに、専用ダイヤル（右記）で予約してください。なお、利用日には死亡届の提出時にお渡しする「おくやみハンドブック」を確認し、手続きに必要な持ち物などをご用意ください。

利用時間 ①午前9時 ②午前10時30分 ③午後1時 ④午後2時30分 ⑤午後4時 ※平日のみ

ところ 市役所本庁舎1階 市指定金融機関窓口西側

対象 亡くなられた方（市内在住）のご遺族

その他 他の市町村へ死亡届を提出した場合、予約可能日が変動する場合があります



おくやみコーナー専用ダイヤル

☎0587(32)2341

予約受付：午前9時～午後5時
※平日のみ

お知らせ

募集します

催し物

教室・講座

スポーツ

夏の交通安全市民運動・夏の安全なまちづくり市民運動

問合せ 市役所危機管理課 ☎0587(32)1159 ID 1000937

7月11日～20日に「夏の交通安全市民運動」を行います。この時期は、暑さや疲れから注意力が散漫になり、交通事故の危険性が高まります。次の3つの重点に注意し、一人一人が交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践することで、交通事故の防止を図りましょう。

- ① 子どもと高齢者をはじめとする歩行者の安全の確保
- ② 自転車の安全利用の推進
- ③ 歩行者などの保護をはじめとする安全運転意識の向上

7月1日～10日に「夏の安全なまちづくり市民運動」を行います。

夏を迎え、開放的になりますが、周囲には危険が潜んでいます。戸締まりを習慣にするほか、鍵をツーロックにするなど空き巣被害に遭わないように気を付けましょう。犯罪被害に遭わないためには、一人一人が日頃から高い防犯意識を持ち、身近な対策を実践していくことが大切です。

カンガルークラブ活動報告

子どもたちを保護者の手で交通事故から守ろうとするクラブです。園児が交通ルールの大切さを学ぶお手伝いをしています。片原一色保育園では、稲沢警察署員による交通安全に関するクイズやビデオの視聴などが行われました。



▲片原一色保育園

広告募集

問合せ 市役所秘書広報課 ☎0587(32)1126

● 広告の区分

- ◆ お知らせページ最下段 規格：縦45mm×横170mm 2色刷り
- ◆ お知らせページ最下段の2分の1 規格：縦45mm×横84mm 2色刷り



お知らせページに掲載する有料広告を募集しています。詳しくは、市ホームページをご確認ください